

事業認定のしおり

沖縄県土木建築部用地課

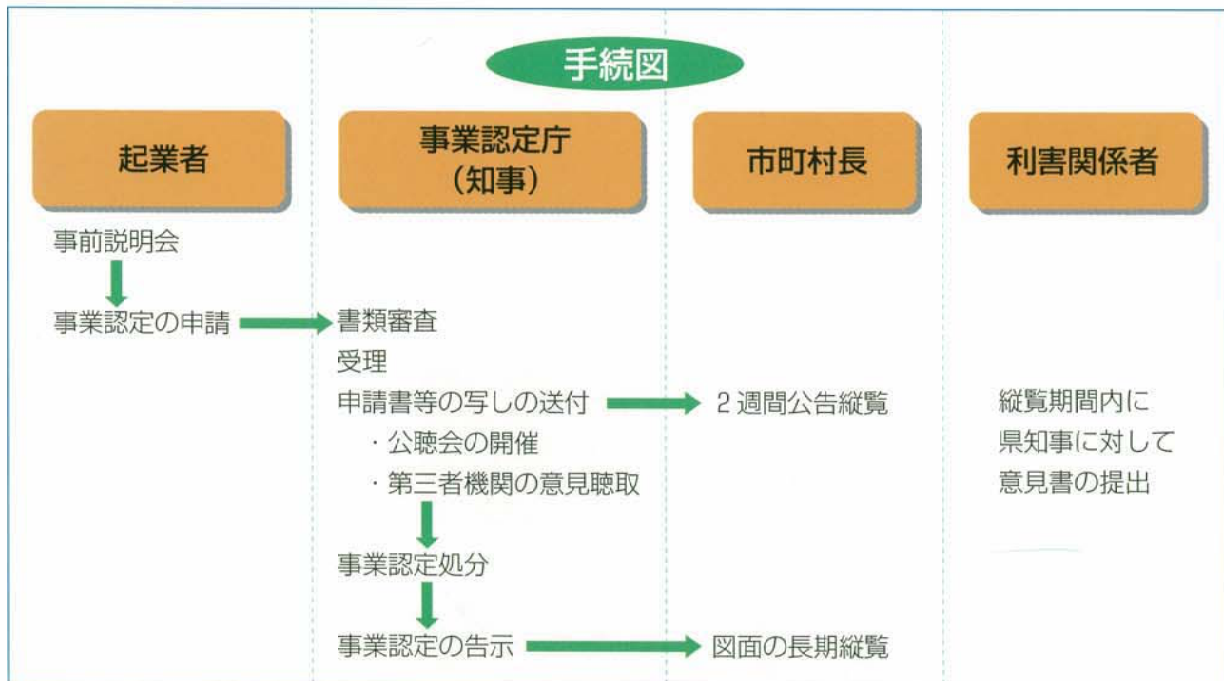
1 事業認定とは

土地収用法は、起業者が公共事業に要する土地等について任意交渉による取得が困難な場合に、収用委員会の裁決による土地所有者等への正当な補償を行うとともに、起業者に事業に要する土地等に関して権限を取得させる制度を定めたものです。

事業認定は、収用手续の第一段階をなすもので、土地収用法第3条各号に掲げる事業に関し、起業者の事業遂行に係る意思と能力、事業の公益性、土地の適正かつ合理的な利用への寄与の有無等を判断した上で、起業者に土地等を収用し、又は使用する権利を認めるものです。

国、県等が行う事業は国土交通大臣、市町村等が行う事業は知事が事業認定庁となります。

2 事業認定手続の流れ



※ 所要期間

土地収用法第17条第3項において、都道府県知事は事業認定申請書を受理した日から3月以内に事業認定に関する処分を行うよう務めなければならないと定められています。

3

事前説明会の開催

(1) 事前説明会とは

事業認定申請前に、起業者が事業内容の周知を図るため利害関係を有する者に対して説明を行うものです。それにより、事業認定申請についての住民の理解の促進を図り、事業認定手続及び収用委員会の審理の円滑な実施に資することを目的とします。

(2) 利害関係を有する者の範囲とは

起業地及びその周辺の住民に限られず、法律上の利害関係を有する者、経済的・社会的利害関係など単なる事実上の利害関係を有する者も含まれることになります。したがって、事前説明会を開催するに当たってはすべての利害関係者に通知することは事実上不可能ですので、地方新聞に掲載し広く周知することになりました。

(3) 地方新聞への公告方法について

次に掲げる事項を、事前説明会を開催する日の前日から起算して前8日に当たる日が終わるまでに、事業の施行を予定する土地の存する地方の新聞紙に公告することになります。

【記載事項】

- 起業者の名称及び住所
- 事業の種類（事業名）
- 事業の施行を予定する土地の所在
- 説明会の場所及び日時

※ 国土交通省令において、公告を行う媒体の要件として、日刊新聞となっていますので、市町村の広報誌等を含みません。

新聞広告の大きさや新聞社の選択等（1紙あるいは複数紙等）は起業者の判断となります。

【新聞掲載例】

説明会開催について

左記事業の目的・内容について、次のとおり説明会を開催します。

平成〇年〇月〇日〇×町長
記

一	起業者	〇〇市町村
二	起業者の住所	〇〇〇〇
三	事業名	〇〇〇〇整備事業
四	対象地	〇〇市字〇〇〇〇地内
五	日時	平成〇〇年〇月〇日 午後〇時〜〇時
六	会場	〇〇〇〇〇〇
七	問い合わせ先	〇〇市役所〇〇課 電話〇〇〇〇一〇〇〇〇〇



(4) 報告様式について

土地収用法施行規則第3条第6号により下記の報告様式及び公告した新聞紙の当該部分の写しを事業認定申請書に添付することになっています。

【報告例】

様式第6の2（第3条関係）

平成〇〇年〇月〇日

起業者 住 所 〇〇市・町・村〇〇番地

氏名又は名称 〇〇市・町・村 代表者〇〇〇〇 印

沖縄県知事 殿

土地収用法第15条の14の規定により講じた措置は、次のとおりである。

記

1. 事業の種類 〇〇〇〇整備事業
2. 説明のための会合を開催した日時 平成〇〇年〇月〇日 午前・午後〇時
3. 説明のための会合を開催した場所 〇〇〇〇役場
4. 説明のための会合の開催の公告を行った日及び当該公告を行った新聞紙の名称
平成〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇
5. 第1条の2第1項第3号の規定による通知を行った者の数
〇〇人（又は該当者なし）
6. 説明のための会合に参加した者の概数 約〇〇人
7. 説明のための会合を打ち切った場合においては、その旨及びその根拠となる条項
例：参加者がいなかったため、土地収用法施行規則第1条の3第1号により会合を打ち切った等

4 事前説明会の注意事項

(1) 新聞広告において「土地収用法に基づくこと」等を標榜することは要件とはしていません。

事前説明会を開催しようとする時点において、その事業の計画やその内容を説明できる程度に固まっている必要はありますが、事前説明会を開催したからといって事業の認定を申請をする義務が生ずるものではないからです。

(2) 事前説明会の対象者

事前説明会において「事業の目的及び内容」を説明する相手方は、「事業の認定について利害関係を有する者」とされていますので、参加者を地元自治会、地権者等に限定して行った説明会は、土地収用法第15条の14に規定する説明会とはなりません。

(3) 事前説明会における「事業の施行を予定する土地」の注意点

事前説明会において、「事業の施行を予定する土地」として説明した土地と異なる土地の区域を起業地として申請することは、事前説明会を開催したことにはなりません。したがって早期段階で説明会を実施しようとする場合には、必要に応じて複数案又は幅のある起業線に基づく土地の区域を示しておけば、その範囲内である限り再度の説明会を実施する必要はありません。

5 公聴会の開催

公聴会は、公開の場において広く一般の意見を聴取し、事業認定の判断に係る材料を集めることを目的とするもので、当該事業の認定について利害関係を有する者から請求があったとき、認定庁が必要と認めた場合には必ず開催することになります。

6 第三者機関の意見聴取

事業認定における公益性の判断においては、高度かつ複雑な利益衡量が求められるようになっており、公共事業であれば容易に公益性があると判断することが困難になっている場合も出てきています。そこで、事業認定庁が行おうとする事業認定に関する処分（事業の認定又は却下）についてその反対の趣旨の意見書の提出があった場合には、各分野における専門的学識を有する委員で構成される審議会に諮り、事業認定庁はその意見に従うことで、事業認定の信頼性及び中立性を向上させることとなっております。

7 事業認定理由の公表

事業認定の効力は、知事が「沖縄県公報」で告示したときから効力を生じることになりますが、その告示において、事業認定の理由を公表します。



お問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県土木建築部用地課収用班(県庁10F)
電話 098-866-2423 FAX 098-866-2682